

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価の対象とした政策は、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者及び関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」（以下「官民トップ会議」という。）により策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月18日策定、22年6月29日改定。以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日策定、22年6月29日改定。以下「行動指針」という。）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策である。

[資料1、2参照]

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（復興、総務、国土交通担当）
平成23年12月から25年6月まで

[資料3参照]

3 評価の観点

本政策評価は、憲章及び行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、関係行政機関等の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

(1) ロジック・モデルの作成

行動指針に設定された指標と、その数値目標の達成に向けた政策手段の一つである国の施策・事業との因果関係及び各指標の動向に影響を及ぼす国の施策・事業以外の要因（外部要因）との関係を把握・分析するため、各指標の数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができると考えられる国の施策・事業を選定し、ロジック・モデルの例を作成した。

[資料4参照]

(2) 統計分析の実施

ロジック・モデルの作成結果を基に、各指標は政策効果を把握・検証するために有効なものとなっているか、各指標に関連する国の施策・事業は各指標にどのような影響を及ぼしているかを把握・分析するため、統計分析を行った。

具体的には、既存の統計資料及びアンケート調査結果で得られたデータを基に、ロジスティック回帰分析（注）、クロス集計などを取り入れて評価・分析した。

なお、統計分析に必要なデータの収集やワーク・ライフ・バランスに関する意識等の把握のため、事業所を対象としたアンケート調査（以下「事業所アンケート調査」という。）及び就業者を対象としたアンケート調査（以下「就業者アンケート調査」という。）の2種類を実施した。その概要は、図表1のとおりである。

（注）回帰分析とは、目的変数と説明変数の間に式を当てはめ、目的変数が説明変数によってどれくらい説明できるのかを定量的に分析することであり、ロジスティック回帰分析とは、目的変数が二つのカテゴリー（有・無）等のデータの場合に用いられる回帰分析である。

図表1 ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査の概要

（単位：事業所、人、％）

区分	調査対象	調査方法	調査対象数	回答数	回収率
事業所アンケート調査	事業所	郵送調査	5,000	1,859	37.2
就業者アンケート調査	就業者	インターネット調査	—	12,000	—

[参考資料1参照]

(3) 事例分析の実施

国及び地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等が有効なものとなっているかを実地調査により把握・分析した。

また、ロジック・モデルの作成結果を基に、各指標に関連する国の施策・事業を選定し、これらの施策・事業が各指標の数値目標の達成・向上に寄与しているか、効果的又は効率的なものとなっているかを、実地調査により把握・分析した。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本政策評価全般に係る意見等を得た。

- ① 平成23年11月18日：政策評価計画
- ② 平成24年11月28日：調査の状況（政策評価の方向性等）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページに公開している。（http://soumu.go.jp/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html）

[資料5参照]

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施したアンケート調査及び実地調査の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2011」(平成23年12月仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議)及び「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2012」(平成24年12

月仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議)

- ② 仕事と生活の調和推進（ワーク・ライフ・バランス）ホームページ（内閣府）
- ③ 労働力調査（総務省）
- ④ 就労条件総合調査（厚生労働省）
- ⑤ 雇用均等基本調査（厚生労働省）